



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

受動喫煙防止対策を行った飲食店等に対する助成金

◆喫煙室設置による空間分煙の促進

厚生労働省では、飲食店・旅館等を経営する中小企業が、店舗等に喫煙室を設置し、その喫煙室以外での喫煙を禁止した場合に、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する制度の創設を発表しました。

これは「受動喫煙防止対策助成金」と呼ばれるもので、受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進が、制度創設の目的とされています。

◆対象となる中小企業とは？

この助成金の対象とされる中小企業は、以下の通りです。

- (1) 飲食店、喫茶店または旅館業の事業者
- (2) 喫煙室設置による空間分煙を行う事業者
- (3) 喫煙室設置に係る書類を整備している事業者

なお、上記の「飲食店」には、食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店、「旅館業」には、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業が含まれるとされています。

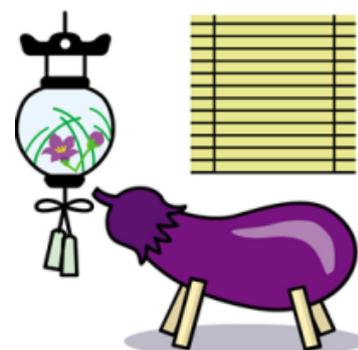
◆支給される額は？

支給額は、「喫煙室設置に係る費用の4分の1」とされており、支給上限は「200万円」となっています。

なお、この助成金は、10月1日から実施される予定です。

[厚生労働省ホームページ]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001gvb6-att/2r9852000001h1ay.pdf>



労使トラブル増加と解決の仕組み

◆労使トラブルは増加傾向

厳しい経済情勢を背景に、企業と従業員が雇用契約などをめぐってトラブルになるケースが増えています。

短期解決に役立つ仕組みなど、押さえておきたい項目をまとめました。

◆「労働審判制度」とは？

これは2006年から始まった制度で、民間から選ばれた労働審判員2人と裁判官で構成される労働審判委員会が調停（話し合い解決）を試み、まとまらなければ労働審判を下します。

審判に異議がなければ確定となり、異議があれば通常の訴訟に移行します。調停や確定した審判は裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行も可能です。

通常の裁判は長期化しがちですが、労働審判は「原則3回以内」で審理を終えるため、平均審理期間は74日と短期間です。

◆個人での争いが増加傾向

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局

や労働基準監督署で無料相談ができる「総合労働相談コーナー」も便利です。

ここでは企業への助言・指導や、紛争調整委員会によるあっせんが出来ますが、労働審判のように、あっせんに応じさせる強制力はありません。法令違反などの疑いがあれば、労働基準監督署が会社に対して指導を行います。

2010年度の相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は24万6,907件と過去最高だった前年度と同水準でした。組合の組織率低下などを背景に、働く人が個人で経営者側と向き合う状況が増えているためようです。

◆トラブルが起きないことが一番

会社が残業代を法律通りに支給していなかった場合などで、労働審判などを通じ、突如数百万円規模の支払いが必要になるケースも見られます。

もちろん、トラブルが起きないことが一番ですが、トラブルが起きてしまった場合の対応を考えておく必要もあります。

8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健康保険・厚生年金保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健康保険印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

猛暑が続いていますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。体調などは崩されていないですか。

先日、暑い夏を乗り切るために!?、かき氷のシロップを購入しにスーパーへ出掛けました。

商品陳列を見て驚いたのですが、ほぼ明治屋の「マイシロップ」で独占状態でした。

昔から売られているかき氷シロップだとは知っていましたが、競合がないとは思いませんでした。

それだけ、歴史の中で改良を重ね、信頼を築きあげてきたということでしょうか。

明治屋のホームページを拝見すると、シロップの製造は大正13年頃からで、昭和36年頃は水やソーダで飲む希釈飲料として定着していたそうです。

それが、昭和40年代に電気冷蔵庫が普及し、“かき氷ブーム”が起こり、「マイシロップ」をかき氷シロップとして発売したところ、全国的に広く認知されるようになったそうです。

余ったシロップは、炭酸水で割ってメロンソーダにしたり、色鮮やかなゼリーを作ったりすることも出来るとか。

ただ、今年の暑さでは、シロップの買い足しが早くも必要になりそうです…。

